

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年8月7日

静岡県知事 殿

提出者

住 所 静岡県御前崎市塩原新田2158-96

氏 名 株式会社トープラ 東海工場
工場長 木下 裕司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0537-85-2214

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社トープラ 東海工場
事業場の所在地	静岡県御前崎市塩原新田2158-96
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業（金属製品製造業）
② 事業の規模	売上高：7,171百万円（2023年度内製売上）
③ 従業員数	153名（2024年4月1日現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	工程フロー図添付

(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理体制図添付

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	491.4 t	26.8 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	めっき設備の予防保全、管理レベルの維持・向上		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	520.88 t	28.41 t
(今後実施する予定の取組)	(今後実施する予定の取組)		
	受注回復の傾向にあり、前年度より製品処理量が増加することが見込まれ、排出量も増加することが想定される。これまでに実施した取組を継続と一方で新たな取組も実施する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	めっき設備（槽）に従い、廃棄物を区分・管理している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	同上

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理体制図添付

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		廃アルカリ	
		排出量	549.90 t	262.76 t	
(これまでに実施した取組)					
②計画	めっき設備の予防保全、管理レベルの維持・向上				
	【目標】				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		廃アルカリ	
		排出量	582.89 t	278.53 t	
(今後実施する予定の取組)					
受注回復の傾向にあり、前年度より製品処理量が増加することが見込まれ、排出量も増加することが想定される。これまでに実施した取組を継続と一方で新たな取組も実施する。					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) めっき設備（槽）に従い、廃棄物を区分・管理している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
①現状		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
②計画		(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和 5 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 廃アルカリ
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	365.21 t 191.93 t
①現状		(これまでに実施した取組)	
		ph調整槽→凝縮沈殿槽で分離させ、中和槽を経て下水放流	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 廃アルカリ
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	387.12 t 203.45 t
②計画		(今後実施する予定の取組)	
		受注回復の傾向にあり、前年度より製品処理量が増加することが見込まれ、排出量も増加することが想定される。これまでに実施した取組を継続と一方で新たな取組も実施する。	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥 廃油
全処理委託量	491.4 t 26.8 t
優良認定処理業者への 処理委託量	491.4 t 26.8 t
再生利用業者への 処理委託量	t t
認定熱回収業者への 処理委託量	t t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(これまでに実施した取組)	
生産設備及びめっき設備の予防保全、管理レベルの維持・向上	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	184.69 t	70.83 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	184.69 t	70.83 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	めっき設備の予防保全、管理レベルの維持・向上		

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
		全処理委託量	520.88 t	28.41 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	520.88 t	28.41 t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
②計画		(今後実施する予定の取組)		
		めっき設備及び製造設備の予防保全、管理レベルの維持・向上 (前年度と比べると受注量が増加する見込み。これまでに実施した取組を継続する一方で新たな取組も実施する。)		
		【前年度（令和4年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	92.4	t
		(今後実施する予定の取組等)		
		電子マニフェストに加入済み		
※事務処理欄				

(第5面)

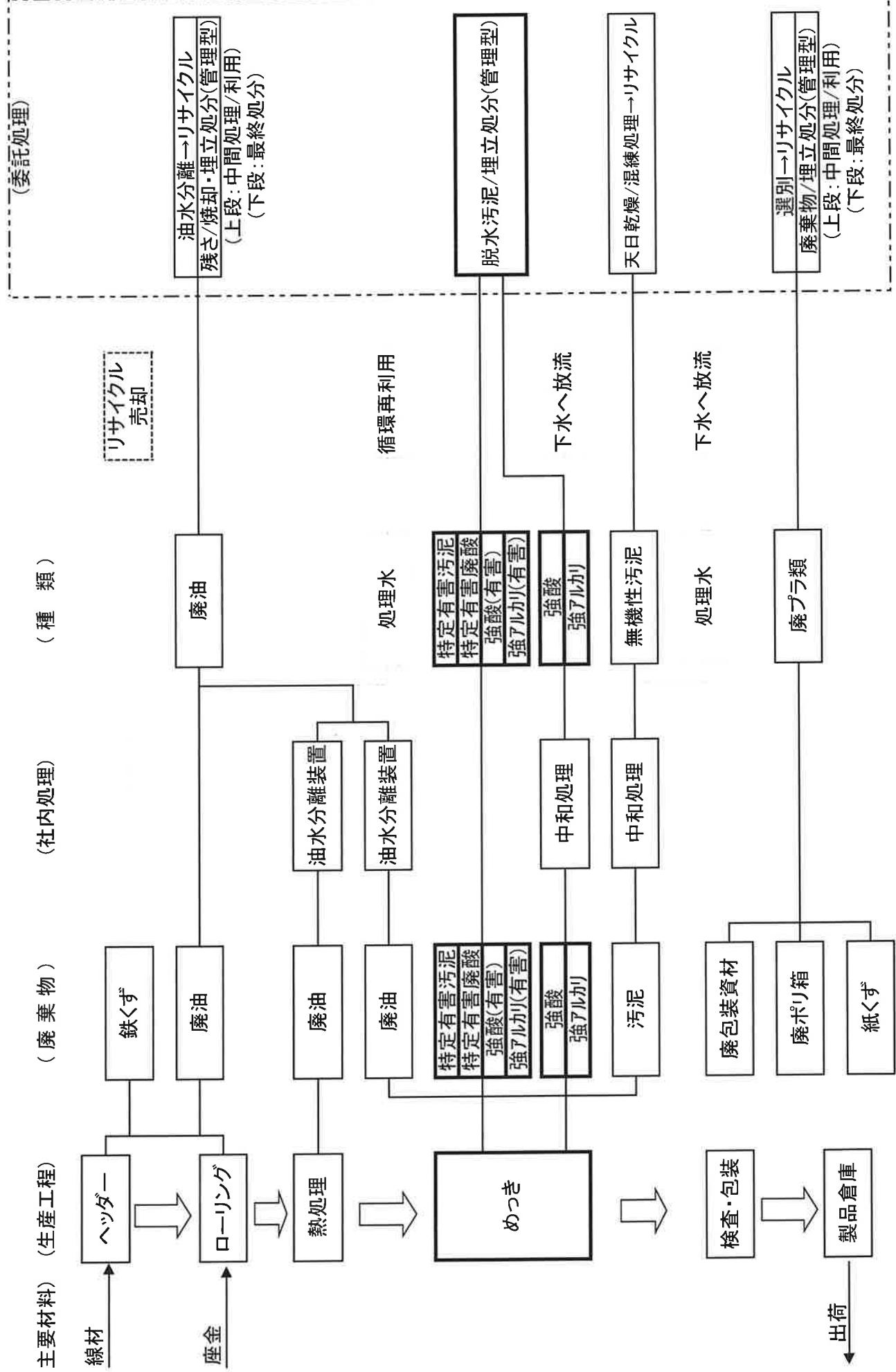
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
		全処理委託量	195.77 t	75.08 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	195.77 t	75.08 t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
②計画		(今後実施する予定の取組)		
		めっき設備及び製造設備の予防保全、管理レベルの維持・向上 (前年度と比べると受注量が増加する見込み。これまでに実施した取組を継続する一方で新たな取組も実施する。)		
		【前年度（令和4年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	72.6	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項		(今後実施する予定の取組等)		
		電子マニフェストに加入済み		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業所において現に行なつている事業に関する事項

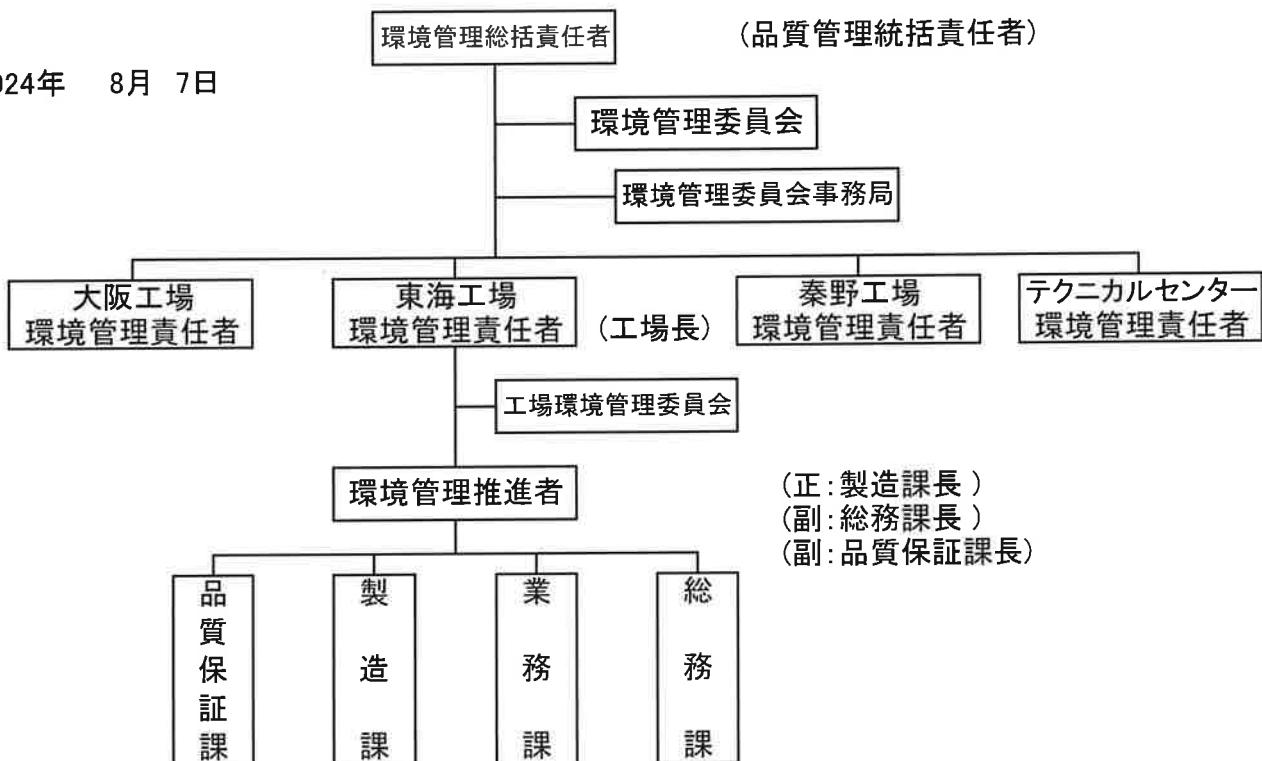
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理組織図

2024年 8月 7日



総括責任者	東海工場 工場長 木下 裕司						
廃棄物管理責任者	東海工場 製造課課長 中島 章仁						
特別管理産業廃棄物管理責任者	東海工場 製造課課長 中島 章仁						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">統括責任者</td><td style="padding: 5px;">・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工場環境管理委員会</td><td style="padding: 5px;">・廃棄物処理に関する検討 　　廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な 　　廃棄物の管理運営を行う上での必要な検討を行う。 　　委員長＝工場長 委員＝各課長</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">廃棄物管理責任者 (特管物管理責任者)</td><td style="padding: 5px;">・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者等の調査、選定及び委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、協力会社等への教育、啓蒙 ・その他関係する事項</td></tr> </table>	統括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	工場環境管理委員会	・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な 廃棄物の管理運営を行う上での必要な検討を行う。 委員長＝工場長 委員＝各課長	廃棄物管理責任者 (特管物管理責任者)	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者等の調査、選定及び委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、協力会社等への教育、啓蒙 ・その他関係する事項
統括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認						
工場環境管理委員会	・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な 廃棄物の管理運営を行う上での必要な検討を行う。 委員長＝工場長 委員＝各課長						
廃棄物管理責任者 (特管物管理責任者)	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者等の調査、選定及び委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、協力会社等への教育、啓蒙 ・その他関係する事項						

② 教育・研修

- ・一般教育- 従業員及び構内請負業者の全員に対し、廃棄物の削減に対する教育及び啓蒙を実施する。
- ・特別教育- 特別管理産業廃棄物を排出する部署の作業者に対し、廃棄物の取扱い、削減に関する教育を実施する。

③ 情報公開

- ・環境保全に関する取組みの基本方針、産業廃棄物に関する取組み状況などについて、地域住民を含め当社の利害関係者全てに対し、情報の公開に努める。